（管理協定の対象となる雨水貯留施設の規模）

第十七条の五　法第二十五条の三第一項に規定する政令で定める規模は、雨水を貯留する容量が百立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、条例で、区域を限り、雨水を貯留する容量を百立方メートル未満で、別に定めることができる。

第十七条の次に次の一条を加える。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第十七条の二　法第二十四条第三項第三号に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、次に掲げる工作物であつて、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認めたものとする。

一　量水標等を支持し、又は保護するための工作物

二　電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物

三　下水を熱源とする熱（以下「下水熱」という。）を利用するための熱交換器による下水熱の効率的な利用のために必要な温度計その他の測定器並びに当該熱交換器及び当該測定器を支持し、又は保護するための工作物

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）

第二条　日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十六条第一項第四号」を「第二十六条第一項第七号」に改め、同項の表第一種技術検定の項中「第二十五条の三第一項」を「同法第二十五条の十一第一項」に改める。

第六条を第八条とする。

第五条中「第一号、第二号及び第十一号」を「第二号、第四号から第六号まで、第十二号及び第十七号」に改め、同条第十四号を同条第二十五号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十一　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第三条及び第十一条

二十二　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）第六条

二十三　被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）第三条

二十四　不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項第六号（同令別表の七十三の項に係る部分に限る。）、第十六条第四項、第十七条第二項、第十八条第四項及び第十九条第二項

第五条第十二号を同条第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

第五条中第十一号を第十七号とし、第十号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条、第百十五条から第百十七条まで及び第百十八条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

第五条中第九号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項並びに大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項第一号、第十四条第二項第九号、第十八条及び第三十九条ただし書

第五条中第六号を第十号とし、第三号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同条第二号中「及び第五十八条の二第一項第三号」を「、第五十八条の二第一項第三号、第五十八条の六第一項、第五十九条第二項及び第四項並びに第六十三条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号を同条第二号とし、同号の次に次の三号を加える。

三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第三項並びに第三十八条の二第一項ただし書、第九項及び第十項

四　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項並びに第十七条第一項第一号、第十八条第二項第五号、第二十一条、第八十二条第五項及び第六項、第百二十二条第一項ただし書並びに第百二十五条第一項ただし書（これらの規定を同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

五　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）第四条第二項第五号及び第五条ただし書（これらの規定を同法第四十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条

第五条に第一号として次の一号を加える。

一　行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定

第五条に次の一項を加える。

2　前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

行政代執行法第六条第三項	事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済	日本下水道事業団
土地収用法第二十一条第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	行政機関若しくはその地方支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第二十一条第二項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	行政機関又はその地方支分部局の長	日本下水道事業団
土地収用法第百二十二条第一項ただし書（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）	都道府県知事	日本下水道事業団
公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第一項	行政機関若しくはその地方支分部局の長	日本下水道事業団
公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条第二項	行政機関又はその地方支分部局の長	日本下水道事業団

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（下水道管理団体の権限の代行）

第五条　事業団が特定下水道工事を行う場合において、法第三十条第二項の規定により事業団が下水道管理団体に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一　下水道法第十五条（同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させること。